毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
2月7日
（火曜日）

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
二級河川の区間の変更（河川課）……三
河川保全区域の指定（河川課）……三
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等（会計課）……三
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等（物品管理課）……四
○公告
国土調査の成果の認証（政策企画課）……四
一般競争入札の実施（都市計画課）……四
○公安委公告
一般競争入札の実施……六
○企業管理規程
職員の定年等に関する条例第六条第四号の山口県公営企業管理者が指定する職を指定する規程……九
山口県企業局職員高齢者部分休業規程……九
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……一〇
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……一〇
山口県企業局職員記章取扱規程の一部を改正する管理規程……一一
山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程……一一
○労委公告
山口県労働委員会のあっせん員候補者……一一

告示

山口県告示第四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年二月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和五年二月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　セイルドオーシャン株式会社
住　　所　柳井市南町四丁目一番一号
二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　柳井クルーズホテル
所在地　柳井市南町四丁目一番一号
三　特定施設に関する事項
(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力（kg／回）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六六の三－ロ（四基）	五	令和五、三、一	令和五、三、一	令和五、三、一	断続	一二時間	変動なし
〃（三基）	九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃（二基）	六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　「六六の三－ロ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供する洗濯施設をいう。

㈡　排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（㎥）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（㎎／ℓ）		浮遊物質量（㎎／ℓ）		窒素（㎎／ℓ）		燐（りん）（㎎／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
六六の三―ロ（四基）	七	六・五〜八・五	一五〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	四	二〇	二	四	三	四
〃（三基）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃（二基）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　㈠の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（㎥／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
し尿処理施設	鉄筋コンクリート製	三〇二・八	長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	（既設）		

㈡　処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	水素イオン濃度（水素指数）通常	水素イオン濃度（水素指数）最大	化学的酸素要求量（㎎／ℓ）通常	化学的酸素要求量（㎎／ℓ）最大	浮遊物質量（㎎／ℓ）通常	浮遊物質量（㎎／ℓ）最大	大腸菌群数（個／㎤）通常	窒素（㎎／ℓ）通常	窒素（㎎／ℓ）最大	燐（りん）（㎎／ℓ）通常	燐（りん）（㎎／ℓ）最大	汚水等の一日当たりの量（㎥）通常	汚水等の一日当たりの量（㎥）最大
し尿処理施設	処理前	七	六・五〜八・五	一五〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四	八	二	三	一九六	二三九・八
	処理後	〃	〃	二〇	三〇	一五	二〇	一〇〇	〃	五	〃	二・五	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	水素イオン濃度（水素指数）通常	水素イオン濃度（水素指数）最大	化学的酸素要求量（㎎／ℓ）通常	化学的酸素要求量（㎎／ℓ）最大	浮遊物質量（㎎／ℓ）通常	浮遊物質量（㎎／ℓ）最大	大腸菌群数（個／㎤）通常	窒素（㎎／ℓ）通常	窒素（㎎／ℓ）最大	燐（りん）（㎎／ℓ）通常	燐（りん）（㎎／ℓ）最大	排出水の一日当たりの量（㎥）通常	排出水の一日当たりの量（㎥）最大

No.1	排水口	七	六・五〜八・五	二〇	三〇	一五	二〇	一〇〇	四	五	二	二・五	一九九	二四四・八

山口県告示第四十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第六項の規定に基づき、次のとおり二級河川の区間を変更する。

令和五年二月七日

山口県知事　村岡嗣政

河川の名称	区間	
	上流端	下流端
厚東川水系		
白水川	左岸　美祢市秋芳町別府字大沢三七五一番二地先 右岸　美祢市秋芳町別府字水頭三七七五番地先	厚東川への合流点

山口県告示第四十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、二級河川の区間の変更に関する告示（令和五年山口県告示第四十四号）により区間の変更をした二級河川の当該変更をした区間に係る次の区域を同項の河川保全区域に指定する。

令和五年二月七日

山口県知事　村岡嗣政

河川敷地境界線から外側へ十メートルまでの区域及び河川敷地境界線の内側に存する土地の区域のうち河川区域以外の土地の区域

山口県告示第四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和五年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

令和五年二月七日

山口県知事　村岡嗣政

一　競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二　調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、防災情報システム保守点検業務、予算編成システム再構築及び運用管理業務、公共施設予約システム再構築業務、漁業取締船きらかぜの中間検査業務、漁業調査船かいせいの中間検査業務、周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務、県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務並びに警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務とする。

三　その他

㈠　競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

㈡　競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三－九三三－三九六〇）のホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務

所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

山口県告示第四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和五年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和五年二月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格を有するものとする。

二　調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気　サーバ仮想化基盤システム　モニタリングポスト　除雪車　ガソリン　交通信号灯器　サーバ　生体認証用機器　警察情報ネットワーク端末装置　集合教育用運転シミュレーター　交通法令違反情報管理システム　運転免許申請受付システム

三　その他

㈠　競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき競争入札参加資格を有する者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

㈡　競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―三九六〇）のホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

公　告

（一〇）国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年二月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成三十一年四月一日から令和四年二月八日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊北町大字北宇賀の一部
宇部市	令和二年五月二十六日から令和四年一月二十七日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野及び大字船木の各一部
岩国市	令和二年五月二十六日から令和三年八月二十五日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町宇佐郷の一部

二　認証年月日

令和五年二月七日

（一一）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年二月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
㈠　業務の名称及び数量
周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務　一式
㈡　業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
㈢　履行期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間
㈣　履行場所
契約担当者が指定する場所

二　入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
㈡　政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
㈢　県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十六号）に基づく資格審査において、産業廃棄物（収集・運搬）及び産業廃棄物（処分）について業務の委託の特Ａの等級に格付されている者であること。
㈣　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥に係るものに限る。）及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可（汚泥の中間処理で堆肥化が可能な処理方法に係るものに限る。）を受けている者であること。
㈤　令和五年二月七日から同年三月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三　契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号　山口県土木建築部都市計画課調整班

四　入札説明書及び仕様書の交付
山口県土木建築部都市計画課流域下水道班（光市大字浅江字懸山一〇九二九番一二五）において交付する。

五　入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
㈠　記載方法
入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
㈡　提出場所
山口県土木建築部都市計画課調整班
㈢　受領期限
令和五年三月二十二日午後五時十五分

六　入札を執行する場所及び日時
㈠　場所
山口市滝町一番一号　山口県土木建築部入札室
㈡　日時
令和五年三月二十三日午前九時三十分

七　入札保証金
免除する。

八　無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
㈠　入札参加資格のない者がした入札
㈡　記名のない入札
㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九　落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十　その他

㈠　契約担当者
山口県知事　村岡　嗣政
㈡　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
㈢　契約書の作成の要否
要
㈣　入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和五年二月二十四日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和五年三月七日までに発送する。
1　入札参加資格確認申請書
2　産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し
㈤　契約保証金
免除する。
㈥　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年三月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三―九三三―三九一五）に申請書を提出すること。
㈦　詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班（電話〇八三―九三三―三七二〇）に問い合わせること。

十一　Summary
(1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center
(3) Term of the contract: From April 1, 2023 to March 31, 2024
(4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract
(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3720)
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 22, 2023

公安委員会

公　告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年二月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
㈠　物品等の名称
ガソリン
㈡　物品等の予定数量
二百六十四キロリットル
㈢　物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
㈣　納入期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間
㈤　納入場所
契約担当者が指定する場所
二　入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
㈡　地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
㈢　県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

㈣　令和五年二月七日から同年三月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三　契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号　山口県警察本部警務部会計課

四　入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五　入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

㈠　記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　提出場所

山口県警察本部警務部会計課

㈢　受領期限

令和五年三月二十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年三月二十三日午前十一時）

六　入札を執行する場所及び日時

㈠　場所

山口市滝町一番一号　山口県警察本部四階研修室

㈡　日時

令和五年三月二十三日午前十一時

七　入札保証金

免除する。

八　無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

㈠　入札参加資格のない者がした入札

㈡　記名のない入札

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九　落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　その他

㈠　契約担当者

山口県知事　村岡　嗣政

㈡　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

㈢　契約書の作成の要否

要

㈣　契約保証金

免除する。

㈤　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年三月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

㈥　詳細については、山口県警察本部警務部会計課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせること。

十一　Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 264 kiloliters of regular gasoline

(3) Term of delivery: From April 1, 2023 to March 31, 2024

(4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. March 22, 2023(If brought in person: 11: A.M. March 23, 2023)

一　入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

㈠　物品等の名称
　ガソリン
㈡　物品等の予定数量
　百七十七キロリットル
㈢　物品等の特質等
　入札説明書及び仕様書による。
㈣　納入期間
　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間
㈤　納入場所
　契約担当者が指定する場所

二　入札参加資格
　入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
㈡　地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
㈢　県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
㈣　令和五年二月七日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三　契約条項を示す場所
　下関市細江町二丁目三番八号　山口県下関警察署

四　入札説明書及び仕様書の交付
　山口県下関警察署において交付する。

五　入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
㈠　記載方法
　入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
㈡　提出場所
　山口県下関警察署
㈢　受領期限
　令和五年三月二十三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年三月二十四日午後一時三十分）

六　入札を執行する場所及び日時
㈠　場所
　下関市細江町二丁目三番八号　山口県下関警察署五階講堂
㈡　日時
　令和五年三月二十四日午後一時三十分

七　入札保証金
　免除する。

八　無効入札
　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
㈠　入札参加資格のない者がした入札
㈡　記名のない入札
㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九　落札者の決定方法
　山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　その他
㈠　契約担当者
　山口県下関警察署長　中島　博文
㈡　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
㈢　契約書の作成の要否
　要
㈣　契約保証金
　免除する。

(五)　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年三月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(六)　詳細については、山口県下関警察署（電話〇八三―二三一―〇一一〇）に問い合わせること。

十一　Summary

(1) Division in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station

(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 177 kiloliters of regular gasoline

(3) Term of delivery: From April 1, 2023 to March 31, 2024

(4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station, 2-3-8 Hosoecho, Shimonoseki City (Tel. 083-231-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. March 23, 2023(If brought in person: 1:30 P.M. March 24, 2023)

企　業　局

山口県企業管理規程第一号

職員の定年等に関する条例第六条第四号の山口県公営企業管理者が指定する職を指定する規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正　司　尚　義

職員の定年等に関する条例第六条第四号の山口県公営企業管理者が指定する職を指定する規程

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第六条第四号の山口県公営企業管理者が指定する職は、別表に掲げる職とする。

附　則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

別表

給料表	職務の等級	職
行政職給料表（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第四条第一項第一号に掲げる行政職給料表をいう。）	六級	主査 課長（山口県公営企業管理者の定めるものを除く。） 事業所次長（山口県公営企業管理者の定めるものを除く。） 主幹

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員高齢者部分休業規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正　司　尚　義

山口県企業局職員高齢者部分休業規程

（趣旨）

第一条　この管理規程は、山口県企業局に勤務する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第二条　山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が年齢六十年に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2　前項の規定による承認は、一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

（高齢者部分休業の承認の申請手続）

第三条　高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

（高齢者部分休業をしている職員の給与）

第四条　職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の支給については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）第三条の規定の適用を受ける者の例による。

（退職手当の取扱い）

第五条　高齢者部分休業の期間に係る退職手当の取扱いについては、職員の高齢者部分休業に関する条例第四条の規定の適用を受ける者の例による。

（高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第六条　管理者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第七条　管理者は、高齢者部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

２　前項の規定による承認は、延長後の休業時間が一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

（休業時間の延長の承認の申請手続）

第八条　第三条の規定は、休業時間の延長の承認の申請について準用する。

（その他）

第九条　この管理規程に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業の取扱いについては、職員の高齢者部分休業に関する条例の適用を受ける者の例による。

附　則

（施行期日）

１　この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　次の表の上欄に掲げる職員に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員が年齢六十年に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」とあるのは、同表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和四年度に年齢五十九年又は五十八年に達する職員	令和五年四月一日
令和五年度に年齢五十八年に達する職員	令和六年四月一日
令和七年度に年齢五十九年に達する職員	令和八年四月一日

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正　司　尚　義

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

別表第一山口県企業局周南工業用水道事務所の項中「富田・夜市川工業用水道」の下に「、島田川工業用水道」を加える。

附　則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一山口県企業局周南工業用水道事務所の項の改正規定は、同年二月七日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正　司　尚　義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員記章取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正司　尚義

山口県企業局職員記章取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員記章取扱規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年二月七日

山口県公営企業管理者　正司　尚義

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員証取扱規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

労働委員会

公　告

山口県労働委員会のあっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和五年一月二十三日現在の山口県労働委員会のあっせん員候補者は、次のとおりです。

令和五年二月七日

山口県労働委員会会長　近本　佐知子

氏名	略歴
近本佐知子	山口県労働委員会公益委員 弁護士
有田　謙司	山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
通山　和史	山口県労働委員会公益委員 弁護士
濵﨑　大輔	山口県労働委員会公益委員 弁護士
平中　貫一	山口県労働委員会公益委員 山口大学名誉教授
伊藤　正則	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
徳野　啓範	山口県労働委員会労働者委員 日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長
中元　直樹	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
長山　文子	山口県労働委員会労働者委員 UAゼンセン山口県支部支部長
桝本　康仁	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
阿野　徹生	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
岡藤智加子	山口県労働委員会使用者委員 株式会社岡藤組代表取締役社長
田村　充正	山口県労働委員会使用者委員 萩ブランド協同組合理事長
中田　敏宏	山口県労働委員会使用者委員 株式会社宇部興産総合サービス顧問
西木　　央	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー
久戸瀬泰司	前山口県労働委員会使用者委員
松田　一宏	山口県労働委員会事務局長
山本　正喜	山口県労働委員会事務局次長

令和五年二月七日印刷　発行所　山口県庁
令和五年二月七日発行　発行人　山口県知事